

除雪作業をするなら こちらの講習です

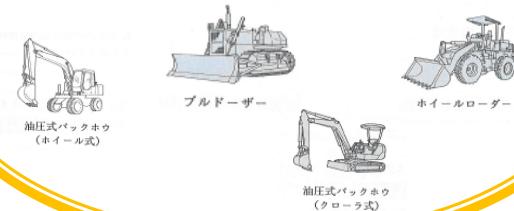
雪かき・除雪作業に使用する機械。他にも地面を掘ったり均したり可能な講習です。
実際の操作には十分な知識が必要になります。当教習所では法令に基づいた作業の為の
知識・取扱い方法等しっかり学習できます。安心安全な作業を応援しています！

講習内容はこれら

●車両系(整地等)技能講習

- 受講時間、日数：以下、3コース
内訳 38時間(標準コース) 6日間
18時間(一部免除該当資格所持者) 3日間 ※1
14時間(一部免除該当資格所持者) 2日間 ※2

～運転可能な機械の種類の一例～



※1:自動車免許を所持せず3トン未満の特別教育(整地等)修了者で、且つ運転経験6ヶ月以上の方(事業主証明が必要)

※2:次のいずれかに該当の方●大型特殊自動車免許所持者●不整地運搬車運転技能講習修了者

●自動車免許(普通・準中型・中型・大型)所持者で、3トン未満の(整地等)特別教育修了後、且つ運転経験3ヶ月以上の方(事業主証明が必要)

詳しくはこれら

[車両系\(整地等\)技能講習 受講条件・料金表](#)

●小型車両系特別教育

- 受講日数、時間：2日間(13時間)
- 受講条件：18才以上
- 受講料金：18,000円

ポイント！

操作する機械の機体重量により
講習が分かれます。

●車両系(整地等)技能講習

→重量制限なし

●小型車両系特別教育

→機体重量3t未満



なお、公道を除雪する場合は、大型特殊自動車免許(または小型特殊自動車免許)が必要となります。
必要な免許の種類については除雪機(ホイールローダなど)製造メーカーにご確認ください。

ご不明な点などありましたら、教習センタまでご連絡ください